

# 稲沢市民病院訪問看護ステーション あしたば 重要事項説明書

## 1. 事業の目的と運営の方針

### (1) 事業の目的

病気やけがなどにより在宅療養をしている状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた方に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

### (2) 運営の方針

利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護サービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護サービスの実施にあたり、サービス従事者の確保、教育、指導に努め、利用者個々の主体性を尊重して、地域の保健医療、福祉などの関係機関との連携により、総合的な訪問看護サービスの提供に努めます。

## 2. 当事業所の概要

事業所名	稲沢市民病院訪問看護ステーション
所在地	稲沢市長東町沼 100 番地
連絡先	TEL 0587-32-2901 FAX 0587-32-2902
営業時間	月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く）
サービス種類	訪問看護 介護予防訪問看護
事業所番号	介護保険 2363990140 医療保険 3990140
サービス提供地域	稲沢市 ※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。
管理者	志船 幸恵
職員体制	看護師 7 名（常勤 7 名）

## 3. 訪問看護の内容

- (1) 病状や障害、全身状態の観察
- (2) 清拭(体を拭いて清潔にする)、洗髪などによる清潔の保持
- (3) 排泄の介助、指導
- (4) 褥瘡(床ずれ)の予防や処置
- (5) 運動機能リハビリテーションの介助や指導
- (6) 摂食嚥下(食物をとり、飲み下す)リハビリテーション
- (7) カテーテル(細い管の医療器具)などの管理
- (8) 療養生活や介護方法の助言
- (9) 認知症患者の看護
- (10) 終末期の看護
- (11) その他医師の指示による必要な医療処置など

#### 4. 訪問看護の利用に関する事項

##### (1) 訪問看護の開始

###### ア. 外泊中の場合

訪問看護サービスの依頼をいただいた後、主治医と連絡をとり、「訪問看護指示書」をいただくと同時に、「稲沢市民病院訪問看護ステーション あしたば 利用申込書」を提出していただきます。その後、業務内容等についてご相談のうえ、訪問日、訪問時間を調整し、サービス従事者がご自宅に訪問いたします。訪問後は主治医に対し「訪問看護報告書」を提出します。また、訪問看護サービスを提供するにあたり、主治医や市民病院看護師等との密接な連携に努めます。

###### イ. 在宅療養の場合

訪問看護サービスの依頼をいただいた後、主治医と連絡をとり、「訪問看護指示書」に記された指示のもとにサービス従事者が訪問する際、「稲沢市民病院訪問看護ステーション あしたば 利用申込書」を提出していただきます。その後、業務内容や、訪問日、訪問時間等についてご相談し、訪問看護サービス利用契約を締結します。

サービス従事者は、主治医に対して「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を提出します。訪問看護を提供するにあたり、介護支援専門員やその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

##### (2) 訪問看護の終了

###### ア. 利用者の都合で訪問看護を終了する場合

訪問看護の終了を希望する日の**7日前まで**にお申し出ください。

###### イ. 当事業所の都合で訪問看護を終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からの訪問看護サービスの提供を終了させていただく場合があります。

###### ウ. 自動的に終了する場合

- ・利用者が介護保険施設への**入所・医療施設等へ帰院及び入院**した場合
- ・利用者の要介護認定区分が**非該当（自立）**と認定された場合
- ・利用者が**亡くなられた**場合

##### (3) その他

ア. 台風や雪などで**往復途上での危険が予測される場合は、定期の訪問を変更させていただきます**場合があります。

イ. 訪問日や訪問時間の**変更又は中止を希望される場合は、できるだけお早めにご連絡**ください。

ウ. 緊急時に備えて事業所全体で対応できるよう備えておりますが、**やむを得ず訪問日や訪問看護の変更をさせていただきます**場合は、あらかじめご連絡し調整させていただきますのでご了承ください。

## 5. 緊急時の対応方法

訪問中に容体の変化等があった場合には、必要に応じて応急手当を行うとともに、主治医、ご家族へ連絡します。また、主治医の指示に従って利用者へ必要な対応を行い、その結果を報告します。

## 6. 利用料と支払い方法

### (1) 利用料

ア. 介護保険：別紙1をご覧ください。

イ. 医療保険：別紙2をご覧ください。

ウ. 訪問看護休日等の利用料：別紙1及び別紙2（その他の利用料）をご覧ください。

### (2) 支払い方法

毎月15日までに、前月分の訪問看護明細書、自己負担金の請求書を送付します。

お支払いは金融機関（ゆうちょ銀行を含む）からの口座引き落とし（原則、翌月28日。休日の場合は翌営業日）か、下記指定口座へ振込みをお願いします。口座振込の場合、振込手数料は利用者負担となります。なお、口座引き落としの場合は、領収証の交付は省略させていただきます。

金融機関名	三菱UFJ銀行	支店名	稲沢支店
	金融機関コード 0005		支店コード 393
口座番号	普通口座 0042404		
口座名義	イナザワシビョウインジギョウ 稲沢市病院事業		

## 7. 訪問看護の内容に関する相談、苦情窓口

下記の機関に苦情を申し立てることができます。

(1) 稲沢市民病院訪問看護ステーション あしたば	TEL 0587-32-2901
月～金 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日、12月29日から1月3日までを除く） 窓口責任者 稲沢市民病院訪問看護ステーション あしたば 管理者 志船 幸恵	
(2) 稲沢市高齢介護課	TEL 0587-32-1292
月～金 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日、12月29日から1月3日までを除く）	
(3) 愛知県国民健康保険団体連合会 苦情相談室	TEL 052-971-4165
平日 午前9時～午後5時（12:00-13:00を除く 土・日・祝日、年末年始を除く）	